

## 森林保全部会の報告

福島県森林審議会森林保全部会規程第11条に基づき下記のとおり審議の結果を報告する。

## 記

森林保全部会	開催日	諮問	申請者 住所・氏名	解除の目的 (保安林解除面積)	答申
令和2年度 第2回	令和2年10月15日	保安林の指定の解除について	相馬郡新地町駒ヶ嶺字大沢北1番地 新地鉱産株式会社 代表取締役 前川浩一	土石の採取 (4.9259 ha)	適当と認める。



2 福 審 保 第 9 号  
令和2年10月15日

福 島 県 知 事 様

福島県森林審議会長



保安林の指定の解除について（答申）

令和2年10月6日付け2森第1911号で諮問ありましたこのことについては、審議の結果、適当と認めます。